

名古屋大学未来社会創造機構と幸田町との連携と協力に関する協定書

名古屋大学未来社会創造機構(以下「機構」という。)と幸田町は、次の条項により連携と協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 機構と幸田町は、「多様化・個別化社会イノベーションデザインの確立」を共有するビジョンとし、その実現に向けて、相互に人的及び物的資源を活用し、地域の社会課題に対し、モノ・サービス・制度・社会・生活に新たな附加值を創出することにより、「いつまでも生き活きと活動し暮らせる社会」の構築を図ることを目的する。

(連携と協力をする事項)

第2条 機構と幸田町は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携と協力をを行うものとする。

- (1) 地域の文化、健康福祉の向上に関すること
- (2) 地域産業の振興に関すること
- (3) 人材の育成、教育の充実に関すること
- (4) まちづくりの推進に関すること
- (5) 人材交流に関すること
- (6) その他必要と認める事項

(協議会)

第3条 機構と幸田町は、前条各号に掲げる事項(以下「連携事業」という。)を実施するため、協議会を設け、具体的な事項について、協議し、決定するものとする。

2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 連携事業に要する経費の負担については、協議会で協議の上、決定するものとする。

(知的財産の取扱い)

第5条 連携事業の実施により生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関して、双方の定めに基づくことを原則とし、この定めによりがたいときは個別の案件ごとに関係者間で別途約定することができる。

(秘密保持)

第6条 機構及び幸田町は、本協定の内容、本協定に基づく連携と協力をを行うに当たって相手方から開示された資料、情報及び本協定に関連して知り得た相手方の技術上の情報(以下「技術情報等」という。)については、適切な管理を行うものとする。

2 機構及び幸田町は、前項に規定する技術情報等のうち、相手方が秘密として特定(有体物に記録し秘密として表示したもの。)した情報(以下「秘密情報」という。)の取扱いに関しては、個別の案件ごとに別途約定するものとする。

3 機構及び幸田町は、法令又は条例に基づき技術情報等(秘密情報を含む)に関する開示請求及びその開示決定等に対する不服申立てを受けた場合は、相手方に通知し、協議会においてその対応を協議するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、機構又は幸田町のいずれか一方から書面による申し入れがないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(個別協議)

第8条 本協定書に定めるもののほか、連携事業の実施に関し必要な事項が生じた場合は、協議会で協議の上、決定するものとする。

(その他)

第9条 本協定書に定めない事項又は本協定書について疑義が生じたときは、機構と幸田町双方が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、機構と幸田町双方が記名の上、各1通を保有するものとする。

平成28年々月／日

名古屋大学未来社会創造機構長

賤滿 鎮



幸田町長

大須賀一誠

